



# インフルエンザ発生時の対応について

## 1. インフルエンザ出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでが出席停止期間となります。  
(学校保健安全法 第19条2項) 下の表を参考にして下さい。

**インフルエンザにかかった場合、発熱日を発症0日目とします。**

● **最短でも発熱日を含めて6日間は自宅療養です。**

● **発症日から4日目以降に解熱した場合、出席停止期間は順次延びていきます。**



経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
発症後 1日目に解熱	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 2日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 3日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
発症後 4日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止	出席停止
発症後 5日目に解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	出席停止

インフルエンザの疑いがある場合、発熱後すぐに病院を受診しても、検査ができなかったり正しい判定が出ないことがあります。ただし、本人が辛いようなら早めの受診をお勧めします。

※インフルエンザと診断されたら、早めに学校(担任)へ連絡して下さい。

※出席停止期間終了後に登校する際は、インフルエンザ経過報告書、診療報酬明細書または、処方薬説明書等の書類を保健室へ提出して下さい。

## 2. 提出物

本人氏名が記載された診療報酬明細書または処方薬説明書 →写しでも可  
(診断書や治癒証明書等は、提出不要です。)